総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第31号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則(平成17年総社市規則第151号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

(許可申請の添付図書等)

第8条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4 号、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、 第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第 7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第 11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項 ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。). 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合 を含む。), 法第52条第10項, 第11項若しくは第14項, 法第53 条第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57 条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、 法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第5 9条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の 2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし 書, 法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第 3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2 号,第2項第2号若しくは第3項第2号,法第68条の3第4項,法第6 8条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項若しくは (許可申請の添付図書等)

第8条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4 号、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、 第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第 7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第 11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項 ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。). 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合 を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53 条第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57 条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、 法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第5 9条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の 2第1項第3号、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項 第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、 法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5 項, 法第85条第3項, 第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項, 第5項若しくは第6項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申

改 正 後	改 正 前
第5項から第7項まで又は法第87条の3第3項 <u>若しくは第5項から第7項まで</u> の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。	長に提出するものとする。
(1)~(5) 略 2及び3 略	(1)~(5)略 2及び3 略

附則

この規則は,公布の日から施行する。